

県南さんぽだより 第8号

発行所 茨城県南地域産業保健センター 0297-62-7937、Fax 0297-62-7907 発行人 大木秋雄
ホームページアドレス 開設 準備中

「産業医が守るあなたの健康」 海老原病院

院長 海老原 誠

人の生涯を通して健康診断をみると、まず、生まれて間もなく行われる母子保健法に基づく乳幼児検診があります。学校に入ると学校保健法による学校身体検査、学校を出て職場に入ると労働安全衛生法による健康診断、高齢期になると老人保健法による健康診査となります。この様に、様々な健康診断や健康診査が、それぞれの実地主体ごとに、それぞれの対象者に対して行うことが法律上規定されています。

成人病は毎日の生活習慣が原因と考えられていて習慣病とも呼ばれている。加齢に伴う現象は、生理的あるいは病理的变化を含めて、いろいろな要因が絡み合っています。従って成人病も、個人差がきわめて大きく、作業上の管理もそれらを配慮して行わなければなりません。

加齢と共に有病率は高くなります。労働者の成人病対策は、その人の生活全体の中で、労働の占める割合を考えながら生活指導の中で成人病対策を考えるべきでしょう。誰でも加齢による生理的变化は避けて通ることは出来ないのだから。しかし個人差の大きいことも事実です。一般に、よい生活習慣は、健康をつくり、悪い生活習慣は病気をつくります。

労働者の家庭内での健康問題は、本人自身の問題といえますが、事務所 作業場などの職場で働くことによって生ずる労働者の健康障害を防止するために必要な処置を講ずることは、第一義的には安全衛生法上労働者を雇用している事業者の責務となっています。

安衛法では、この法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現を、労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を維持しなければならない旨の事業者の責務を定めています。労働者の健康障害防止は事業者の義務とはいえ、やはり労働者の協力がなくては、その達成は困難です。また、自分の健康は自分で守るという心構えも大切です。

安衛法においても事業者の行う労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に応じて、労働者も必要な事項を守らなければ成らないことを義務づけています。

安衛法による健康診断のうち、常時その仕事に従事するすべての労働者を対象として実施される健康診断を、一般健康診断と呼んでいます。この一般健康診断は従来 結核の発見を中心とした健康診断でしたが、最近の高齢化の進展と技術革新により健康診断の目的も変わってきました。従来の疾病の発見を主体としたものから、労働者各人の健康状態を適切に把握し、その状態によって必要な健康指導を行うことにより疾病の予防も出来るようになってきました。健康管理をより充実させるために平成元年に健康診断項目に関する安衛法規則が改正され、肝機能検査・血中脂質検査・貧血検査・心電図検査が追加されました。

一般健康診査の結果は必ずかかりつけ医 又は産業医の指導を受けてください。

（社）竜ヶ崎労働基準協会からのお知らせ

検診車による健康診断をご希望の事業場には、当協会で斡旋します。お申し込みは、
電話 0297(62)7923